

志木市立志木中学校いじめ防止基本方針



いじめ撲滅宣言

- ・人の悪口を言わない
- ・暴力的行為を根絶
- ・人の嫌がることをしない

以上の事項を守り、志木中生徒全員が笑顔になれるような学校づくりに参加することをここに誓う

署名

承認者

生徒会執行部

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 志木中学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、すべての教職員と生徒、保護者及び地域が一体となって、いじめ防止への取組を組織的、計画的、継続的に行う拠り所として策定する。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

志木中学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）

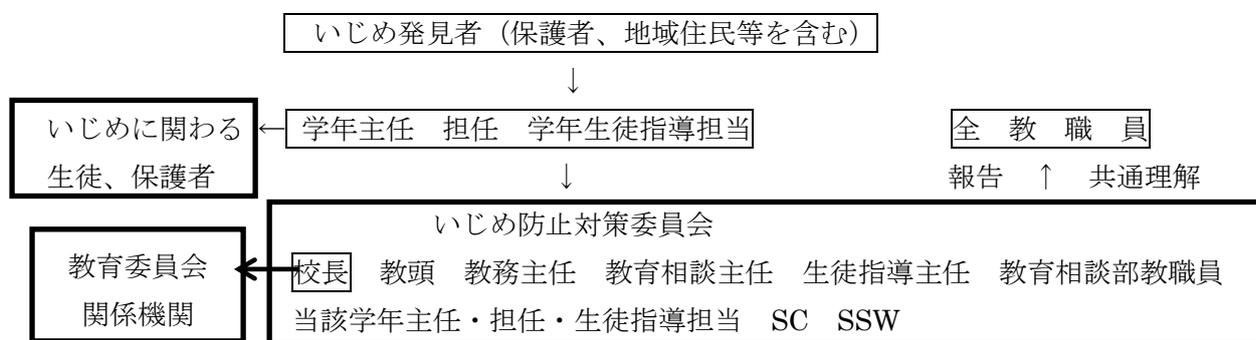
(1) 構成員

校長 教頭 教務主任 教育相談主任 生徒指導主任 各学年教育相談担当
 養護教諭 相談員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(2) 組織の役割

- ・ いじめの早期発見、早期解決
- ・ いじめ事案の調査と指導支援計画の立案、実施
- ・ 全教職員への共通理解
- ・ 被害生徒及び保護者への支援
- ・ 加害生徒及び保護者への指導
- ・ 志木中学校いじめ防止基本方針の PDCA
- ・ 教職員研修の企画、立案、実施
- ・ 生徒、保護者に向けたいじめ防止啓発活動
- ・ アンケートの実施、結果の検証
- ・ 相談窓口

(3) いじめに対する措置



○ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するよう指導する。
- ② 名誉毀損や、プライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じるよう指導する。
- ③ 集会や保護者会等で、インターネットの特徴について触れ、SNS等の使用上の注意点等を日頃から伝え、理解を求めていく。

3 いじめ防止に向けた年間計画

月	活動内容	*教育相談部会及び生徒指導部会は、毎週開催
4月	職員研修（学校基本方針の共通理解）、第1回対策委員会（4/23）定例対策委員会	
5月	教育相談アンケート、教育相談週間	
6月	人権作文	
7月	保護者会、非行防止教室、定例対策委員会	
8月	教育相談研修（カウンセリング、ケース会議）	
9月	道徳（彩の国道徳を活用した全学年共通のいじめに関する授業）	
10月	アンケート（いじめに特化）、小中ふれあい交流会	
11月	教育相談週間、学校公開週間、埼玉県いじめ撲滅月間、校区連絡協議会	
12月	定例対策委員会	
1月	人権標語	
2月	教育相談アンケート	
3月	定例対策委員会（評価）	

